

秋田県スキルアップ促進奨励金

自発的にスキルアップに取り組む方を支援します

県では、在職者等の自発的な学び直しの促進に向けて、国（厚生労働省）の教育訓練給付金（専門実践教育訓練）の支給決定を受けた方に対し、奨励金を支給します。

対象者 下記のいずれにも該当すること

- 受講開始日及び交付金の申請日において、**秋田県内**に在住の者
- 令和6年4月1日以降**に、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座の受講を開始し、6ヶ月を超えて受講していること
- 秋田県内の公共職業安定所（出張所含む）から**専門実践教育訓練給付金の支給決定**を受けていること

奨励金の支給額	限度額
専門実践教育訓練給付金支給決定額の2分の1 (千円未満切捨)	5万円

※専門実践教育訓練給付金の「最初の支給単位期間分」のみが対象となります。

申請までの流れ



※本奨励金を受給した場合、次回の専門実践教育訓練給付金の申請時に必ず申告してください。

申請方法、必要な書類等については裏面をご確認ください

【申請・お問い合わせ先】

秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県第二庁舎3階

申請方法

- 1 秋田県公式HP美の国あきた（コンテンツ番号80670）から申請様式をダウンロードしてください。

- 2 ダウンロードした様式を記載し、必要書類と一緒に下記担当へご提出ください

※郵送、持参のほか、電子申請も可能です！



美の国あきたネットはこちら

必要な書類

（「秋田県公式HP美の国あきた」から様式をダウンロード）

- ① 秋田県スキルアップ促進奨励金交付申請書（様式1）
- ② 請求書（様式2）

（添付書類）

- ③ 専門実践教育訓練給付金受給資格者証の写し
- ④ 領収書の写し
- ⑤ 振込口座の確認書類の写し
（通帳またはキャッシュカード等の写し）
- ⑥ 本人確認書類の写し
（例）運転免許証、マイナンバーカード（オモテ面のみ）、障害者手帳、在留カード、健康保険証＋住民票（公共料金の請求書でも可）、パスポート＋住民票（公共料金の請求書でも可） 等

※ 上記のほか、申請内容に応じてその他の書類を追加で提出いただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

申請受付期間

令和6年4月16日～令和7年2月28日

[申請・お問い合わせ先]

秋田県 産業労働部雇用労働政策課 ☎018-860-2334
〒010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県第二庁舎3階